

## 【1】許可申請の要件

### 1. 人的要件

- (ア) 法人の場合は役員全員及び5%以上の株式を保有する株主、個人の場合は事業主が、株式第二号に記載された欠格要件に該当しない者であること。
- (イ) 法人の場合は役員、個人の場合は事業主が産業廃棄物の収集・運搬過程の講習会の修了者であること。

### 2. 物的要件

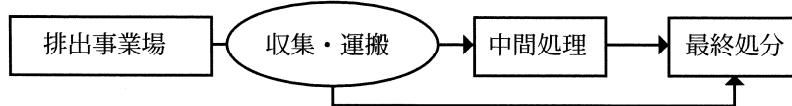
- (ア) 運搬車両を有していること。
- (イ) 全車両を適正に駐車できる施設を備えていること。
- (ウ) 運搬する廃棄物の種類に応じた運搬容器等を有していること。

### 3. 財産的要件

- (ア) 事業を的確かつ継続して行うに足る財産的基礎を有していること。  
自己資本比率が1割を超えていること又は利益が計上できていることが望ましい。
- (イ) 法人税（個人の場合は所得税）に未納がないこと。

## 【2】事業計画

「どこから」排出された「どのような種類」の産業廃棄物を「どこへ」運ぶのか。



### 1. 許可権者について

許可権者は都道府県知事と中核市以上の市長。  
排出事業場と運搬先それぞれを管轄する許可権者に対し、許可申請を行う。

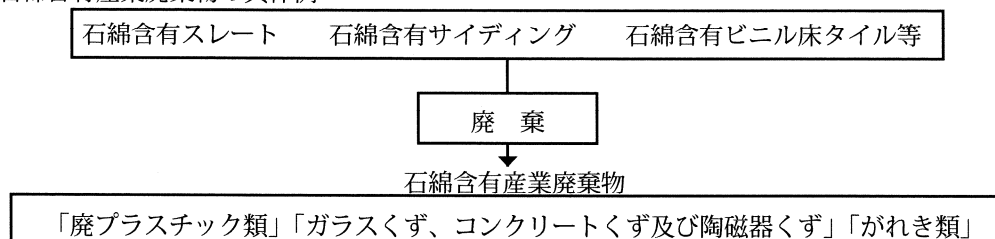
### ② 処分業者の選定について

できるだけ多くの種類の許可を持っている処分業者の処分業許可証の写しを貰う。  
申請できるのは、添付した処分業許可証に記載されている産業廃棄物の種類のみ。

### ③ 石綿含有産業廃棄物とは

石綿を含む産業廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」を除き、工作物の新築、改築または除去に伴って生じた廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。

石綿含有産業廃棄物の具体例



### 【3】添付書類等

1. 処分業許可証の写し
2. 車検証
3. 駐車施設の公図、土地（建物）の登記事項証明書
4. 講習会の修了証
5. 決算書類等（直前3期分）
6. 定款・登記事項証明書（法人のみ）
7. 住民票の写し
8. 登記されていないことの証明書
9. 申請手数料（有効期限5年、標準処理期間 60日）

新規許可申請	81,000円
更新許可申請	73,000円
変更許可申請	71,000円

#### 講習会受講の手引きの入手先

「社団法人 石川県産業廃棄物協会」  
〒920-0918 金沢市尾山町9番13号  
中小企業会館ビル4階  
（石川県庁7階 廃棄物対策課前の通路  
にも数冊置いてあります。）

## 平成21年度「日行連新入会員研修会」を受講して

金沢支部 高宮敏行

平成19・20年度に登録入会した新人会員を対象とした「日行連新入会員研修」の集合研修が平成21年10月13日、14日に名古屋市で開催され、受講して参りました。当日は120名の方が参加されており、とても盛況でした。

第1日目は「専門家責任（職業倫理）」、「要件事実・事実認定論概論」、「リーガルカウンセリング」の3講義がありました。

「専門家責任（職業倫理）」では、プロフェッション（三要素：①高度の学識・技能②公共性・公共奉仕性③独立性・自立性・団体性）としての行政書士、倫理について（職業倫理・依頼者との倫理・行政庁との関係）、民事責任（契約責任・不法行為責任・善管注意義務）等の内容で講義があり、現在は「黙って私に任せておきなさい」の時代ではなく、依頼者の自己決定権の尊重・説明責任・助言義務・インフォームドコンセントが重要な時代であり、専門家責任追及への傾向にあるとのことでした。

「要件事実・事実認定論概論」では、裁判上の法律学的な講義で最初は戸惑いましたが、4つの事例を挙げて説明くださり、訴訟当事者の主張立証、「積極否認」と「抗弁」の違い、主張責任と立証責任、事実認定（間接事実から要件事実を推認）等が多少なりとも理解できたと思います。ただ、より理解を深めるためにももう少し講義の時間があればとも思いましたが、とても有意義な講義でした。

「リーガルカウンセリング」では、依頼者との面談時での注意点、面談時のアプローチ方法や話法、会話をする際の言葉の選択の重要性、そしてラポールの形成（依頼者との間で親和・共感的関係を作り上げる）等を学び、大いに参考になりました。

第2日目は「行政書士法（業際問題を含む）」、「事務所経営」の2講義がありました。

「行政書士法（業際問題を含む）」では、行政書士の沿革、行政書士法、業務内容、他士業業務との関係等を分かりやすく説明頂きました。

「事務所経営」では、事務所開設の注意点、リスク管理（保険の加入）、他士業のと連携の重要性、業際の認識、法的能力の維持・向上（自己研鑽）の重要性等を、講師の方の体験談を交えてお話し頂きとても参考になりました。

以上、2日間の新入会員研修を受講させて頂きましたが、今後仕事を行っていく上で非常に参考になり、行政書士として改めて身の引き締まる思いがしました。この度の研修を十分に生かして日々精進し、仕事に邁進して行きたいと思っております。